

三石委員長	<p>ただいまから、議会運営委員会を開く。</p> <p>本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。</p> <p>それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。</p>
1. 議案の追加提出について	
三石委員長	<p>まず、議案の追加提出についてである。</p> <p>総務部長、説明願う。</p> <p>(梶総務部長、説明)</p> <ul style="list-style-type: none">・第18号 高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案・第19号 高知県監査委員の選任についての同意議案
三石委員長	<p>何か、質問はないか。</p> <p>(なし)</p>
2. 意見書案の協議結果について	
三石委員長	<p>次に、意見書案の協議結果についてである。</p> <p>1 ページの資料 1、意見書案協議結果一覧表をごらんいただきたい。</p> <p>意見書案は、1 番、6 番及び 8 番は文言修正した上で、以上 3 件が全会一致で意見書議案として提出される。</p> <p>また、意見の一致に至らなかった意見書案のうち、3 番及び 4 番が会派から意見書議案として提出される。</p>
西森委員	<p>3 番の「「共謀罪」法案の強行採決に抗議し、「共謀罪法」の廃止を求める意見書案」が出されているが、共謀罪法という名称の法律は存在しない。ない法律に対して意見書というのは、いかがなものかと思う。</p>
土森委員	<p>自民党としても意見書を精査したが、共謀罪法という法律はない。国内法にはない法律を廃止せよと国に対して意見書を提出することになる。例えば、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣に。どうして取り消さないのか、意味がわからない。こんな意見書を出すというのはおかしい。</p>
米田委員	<p>よその県でも、そういう話があったと聞いている。</p> <p>しかしながら、議会運営委員会で全会一致で常任委員会に送付し、本会議で質問もやっている。かぎ括弧して共謀罪と書いており、法律名とか条約名を通称とか略称で使用することによって広く受け入れられることはほかにもあるわけで、現にマスコミも含めて、ほとんどが共謀罪法という位置づけをしている。しかも、日弁連、高知弁護士会も含めて、いわゆる共謀罪法という主張がまかり通っている。中身の受けとめがいろいろあったとしても、社会的に認知された言葉になっているので、これで提出することはおかしくはない。現に15日の参議院で採決されたときも、うちの仁比聡平参議院議員が反対討論をしており、その中で、憲法違反の共謀罪法案と明確に述べて批判したが、削除要求などなく認められているのに、地方議会で取り消しをするというはおかしいのではないかと思います。</p>

率直に言うと、異論、考え方の違いがあるようならば、きょう討論の機会があるので、論戦してもらえればいいと思う。

きょう、こういう形で出てきたが、既に7月3日に正式に提出し、常任委員会で審査して今回の結果になっている。そのときに本来言うべきものだ。ある意味、僕は、流れとしては一事不再議に当たると思う。

高知県議会の常識で、やはり、議論、言論を保証することを重視してもらいたい。

土森委員

ない法律を廃止しろと、国会の討論の中では言ったかもしれないが、国内法にはそういう法律はない。それは政党の言い分。弁護士会にどう言われても、ない法律である。この法律があるという前提で意見書を出して、衆参両院議長、あるいは内閣総理大臣など、これを受けたほうはどう思うのか。

三石委員長

私のほうでまとめる。

それぞれ御意見があると思うが、こういった御意見があったことを各会派でも受け止めてもらいたい。こういうことでよろしいか。

西森委員

通った場合、正式に議長名で出すことになるのだから、気をつけて表現するのは大事なことだと思う。

8番のEPAの大枠合意の意見書についてである。昨日、日本とヨーロッパでEPAの大枠合意がなされた。なされた後で、大枠合意を行わないよう求める意見書というのはタイミング的にいかなものかと感じる。

以前、数年前の意見書で法案だったか、政策決定だったのか記憶にないが、当日決まったものに意見書を提出した記憶はあるが、前日に決まっているものに対しての意見書ということで、議会としてどういう判断なのだろうかと感じる部分もある。

昨日決定して、本来ならばその時点でどうするか。昨日は予備日であり、時間的な余裕もあったと思う。もっと言うと、その合意の前に提出するというので、例えば一般質問の最終日にこれだけ別に採決するということも考えられた。

議会として、やはり、国に対する意見書であれば、国の動きに迅速に対応する形を今後とっていくべきではないかと思う。

これも、全会一致で文言修正でということになっているが、これはこれとして。タイミングということで。

三石委員長

今の御意見も含めて、こういう御意見があったということを各会派でも受けとめていただきたい。

(了 承)

3. 議事手続について

(1) 委員会に付託してあった議案

三石委員長

次に、議事手続についてである。

まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案19件についての委員会審査結果一覧表をごらんいただきたい。

採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了 承)

- 三石委員長 **ア 委員長報告に対する質疑**
次に、委員長報告に対する質疑についてである。
委員長報告に対する質疑は、慣例のとおり省略することではいかがか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。
- 三石委員長 **イ 討論**
次に、討論についても省略し、採決することで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。
- (2) 追加提出議案**
- 三石委員長 **ア 提出者の説明**
次に、追加提出議案についてである。
先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案2件については、本日の会議において、議案を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。
- 三石委員長 **イ 質疑・委員会付託・討論**
この人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。
- (3) 議員定数問題等調査特別委員会報告の件**
- 三石委員長 次に、議員定数問題等調査特別委員会報告の件についてである。
議員定数問題等調査特別委員会では、先日、開催された委員会で付託事件の調査検討を終了し、本日、その委員会報告書が提出され、委員長報告が行われる。
この委員会報告の議事手続については、知事からの追加提出議案を採決した後、日程に上げ議題とし、委員長報告を行うということで、いかがか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。

次に、委員長報告に対する質疑及び討論を省略し、採決することではいかがか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

次に、4ページの資料3、「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案」についてである。

これについては、この案に賛成する委員の連名で本会議に提出されることとなっている。

この条例議案の議事手続については、特別委員会報告の件を採決した後、日程に追加して議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することではいかがか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

(4) 意見書議案

三石委員長

次に、8ページの資料4、意見書議案についてである。

8ページの議発第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書議案」から13ページの議発第4号「国民に情報を開示し、拙速な日欧EPA「大枠合意」を行わないよう求める意見書議案」までの計3件については、全会一致で提出されるものであるので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することでは、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

次に、16ページの議発第5号「「共謀罪」法案の強行採決に抗議し、「共謀罪法」の廃止を求める意見書議案」についての議事手続は、いかがでしょうか。

米田委員

日本共産党は討論を行う。

三石委員長

討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略することでは、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

次に、19ページの議発第6号「「加計学園」問題の徹底解明を求める意見書議案」についての議事手続は、いかがでしょうか。

米田委員

日本共産党は討論を行う。

三石委員長 討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略することで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

4. 高知県競馬組合議会議員の補欠選挙について

三石委員長 次に、高知県競馬組合議会議員の補欠選挙についてである。

この件については、7月3日の議運で、選挙の方法は指名推選で行い、自由民主党から後任の議員を選任していただくこととしていた。

自由民主党から横山文人議員を推薦したいとの届け出があったので、後任の議員については、本日の本会議において、議長の指名推選により横山文人議員を選出することで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

また、議事手続については、本日の本会議において、意見書議案の採決の後、日程に上げ議題とし、会議に諮ることで御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

5. 高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙について

三石委員長 次に、高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙についてである。

この件についても、7月3日の議運で、選挙の方法は指名推選で行い、自由民主党から後任の議員を選任していただくこととしていた。

自由民主党から梶原大介議員を推薦したいとの届け出があったので、後任の議員については、本日の本会議において、議長の指名推選により梶原大介議員を選出することで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

また、議事手続については、本日の本会議において、高知県競馬組合議会議員の補欠選挙の後、日程に上げ議題とし、会議に諮ることで御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

以上、ここまでの議事手続についてである。

ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

三石委員長 横田議事課長、説明願う。

(横田議事課長、説明)

三石委員長 この順序で議事運営が行われるので御了承願う。

(了 承)

6. 9月定例会の開催時期について

三石委員長 次に、21ページの資料5、9月定例会の開催時期についてである。
事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。
9月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りすることでおかがか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

7. 継続審査調査の申し出について

三石委員長 次に、22ページの資料6、継続審査調査の申し出についてである。
閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

8. その他

三石委員長 最後に、その他で何かないか。

(な し)

三石委員長 それでは、協議事項は以上である。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。